

14. 自立農林家の経営類型区分に関する一試案

佐賀県林業試験場 実 松 敬 行

1.はじめに

佐賀県北部山間地域の3町村を対象に、役場、森林組合を通じて選定した17戸の自立経営的農林家のききとりによる経営調査から、保有水田および林野規模と林業経営ないし生産活動内容には密接な関係があり、これら農家林業の類型化と特徴、および問題点の把握を試みた。

2. 経営類型とその特徴

全調査農林家の保有水田および保有林野階層と、林業収入が農家経済に占める比率との間には高い相関が認められ、第1表のとおり4つの類型が考えられる。

第2、3表の調査結果から、各経営類型でとの特徴はつきのとおりである。

第1表 水田林野規模と経営類型区分

調査戸数	水田面積(a)	林野面積(ha)	林業収入×100 農家現金収入	経営区分
2	60 60	13.6 12.1~15.1	80 76~83	主業的林業
2	130 130	4.2 3.5~4.8	9 5~11	備蓄的林業
10	123 100~150	10.0 6.7~13.9	34 14~46	複合的林業
3	187 160~200	16.7 15.5~18.7	3 0~4	従属的林業
17	122 60~200	10.9 3.5~18.7	26 0~83	全調査農家

注) 林業収入のうち育林業は最近5ヶ年間の年平均収入を加えたもの

第2表 経営類型別の経営の推移

経営区分	人工林率%		戦後の拡大面積 ha	用材林面積令(年)	最近5ヶ年の林業生産					水田面積			
	昭20年頃	現在			造林			伐採		頻度	面積 a		
					頻度	面積 a	頻度	令年	面積 a				
主業的	78	94	1.5	13.9	2.5	219	2.5	31	219	—	—		
備蓄的	23	74	1.4	9.2	1.5	93	2.5	26	38	+9	—		
複合的	52	90	5.0	12.0	4.0	186	2.5	29	78	+9	13		
従属的	26	80	10.3	12.3	3.3	52	0.3	30	2	+70	—		
加重平均	51	88	5.1	11.9	3.4	161	2.1	29	76	+13	8		

注) 水田面積は農地改革後のもの

第3表 経営類型別伐採動機別面積比率 (%)

伐採動機	主業的		備蓄的		複合的		従属的	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
家計主体	93	92	8	6	10	10	—	—
相続配分	—	—	67	66	21	22	—	—
農業整備拡充	—	—	17	20	26	33	100	100
住居等築造	—	—	—	—	11	14	—	—
山林拡充	—	—	—	—	4	3	—	—
冠婚等その他	—	—	—	—	3	5	—	—
雪害等	7	8	8	8	25	13	—	—

注) 最近5ヶ年の用材林伐採について

水田60a、林野14ha前後で、農家経済の約8割を林業で支えている主業的林業経営農家は、戦前既に、9ha余りを人工林化している。戦後も5ha余りを自力で拡充してきたが、林野面積の拡大は停滞的である。また、家計費の充当を主体にした伐採は、暫定的に算定した標準伐採量の約2倍と過伐的傾向を示しているが伐採令31年、用材林面積令は13.9年と最も充実した経営基盤をもっている。

水田130a、林野4ha前後で、林業収入は農家全体の9%程度の備蓄的林業経営農家は、戦前迄の人工林化が平均23%、65aと最もおくれ、戦後も、村有等の払下げによってのみ林野を少々拡大したが、人工林化は約2haに留っている。従って、人工林率は74%程度

で、この面積令も 9.2 年と低く、経営基盤は劣弱である結果、伐採は、約 7 割を相続配分のために、26 年前の後伐期で行なわれている。

全調査農家中 10 戸をしめた、保有水田 100~150 a、林野約 7~14 ha 階層の農家は、農家経済の 2~5 割が林業収入である。戦前迄に、林野約 5 ha の 52% を人工林化し、戦後も、不利な水田を小作に出す等して（4 戸）、農業の生産基盤を整彊しながら、拡大林野 5 ha（購入 %、払下げ %）を合せ、主業的林業と同様 5 ha を人工林化して、その比率を 90% と高めた。この農家林業は、農業の整備拡充と相続配分のための林業といえ、伐採令 28.5 年、用材林面積令 12 年と、一応平均的値を示しているが、更に経営管理の強化による、経営基盤の充実が必要であろう。

水田 160 a 以上、林野 15~20 ha の当地域では最も大きい経営規模階層は、備蓄的林業と同様、その人工林化は主として戦後に着手され拡大林野約 10 ha のうち 27

% の立木地と、自力拡大造林 11 ha と合せ、人工林率を 26% から 80% と高めた。しかし、一般に伐期に遅する林分に欠け、伐採は標準伐採量の 3% と僅少である。従って、戦後 70 a の購入あるいは開田の資金は、林業面で立木地の売買という形態もみられる。

3. 考 察

調査農林家 1 戸につき、最近 2 世代の相続例を時期別にみると、大正期、戦後で各々 9 割、7 割が養子、1 人息子といったケースで相続配分がみられなかったしかし、上述した戦後の規模拡大は正味面積で、実際は、拡大面積中林野で平均 2 割、水田で 5 割が相続を主とした分割（6 割）も行なわれている。31 年以降になると伐採動機からも推察される如く、現金化の傾向（4 割）が強くなつたが、分取といった権利関係を不明確にしたまま、管理のみ委ねられている例（3 割）もある。